

「菊陽町立地適正化計画」（素案）に関する
意見公募（パブリック・コメント）実施要領

1 趣旨

本町では令和7年3月に見直しを行った「菊陽町都市計画マスタープラン」に基づき、農業・工業・商業、そして住環境と自然環境がバランスの取れた効果的な土地利用の実現に向けた取組を進めている。この効果的な土地利用の実現には、将来の人口減少を見据えたコンパクトな都市づくりが必要不可欠であることから、この取組を具体的に位置付けた、「菊陽町立地適正化計画」の策定を進めている。計画の策定に当たり、広く町民から計画（素案）に関する意見や提言を求めため、意見公募（パブリック・コメント）を行うもの。

2 意見公募期間

令和8年7月10日（金）～令和8年8月10日（月）午後5時15分まで（必着）

※郵送による場合は、8月10日の消印有効とする。

3 応募資格

次のいずれかに該当する個人又は法人とする。

- (1) 菊陽町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤又は通学する者
- (3) 町内に事務所若しくは事業所を有し、又は町内においてコミュニティ活動等を行う者

4 資料の入手方法

「菊陽町立地適正化計画」（素案）は、次の方法により閲覧することができる。

- (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード
- (2) 指定場所での閲覧

5 閲覧場所

- (1) 菊陽町役場 都市整備部都市計画課
- (2) 町ホームページ

6 意見の提出方法

パブリック・コメントには、住所、氏名（法人名）、年齢及び電話番号を必ず記載し、次のいずれかの方法により提出する。

(1) 持参

- ・「菊陽町立地適正化計画（素案）に関するパブリック・コメント（意見）」を使用して意見書を作成し、提出先に持参する。

(2) 郵送

- ・「菊陽町立地適正化計画（素案）に関するパブリック・コメント（意見）」を使用して意見書を作成し、封書で送付する。

(3) ファクシミリ（ファックス）

- ・「菊陽町立地適正化計画（素案）に関するパブリック・コメント（意見）」を使用して意見書を作成し、提出先にファックスで送信する。

(4) 電子メール

- ・「菊陽町立地適正化計画（素案）に関するパブリック・コメント（意見）」の様式を使用して、テキスト形式で送信する。

送信先 電子メールアドレス：toshikeikaku@town.kikuyo.lg.jp

(5) LoGo フォーム

- ・下記URL又はQRコードにてアクセスし、必要事項を入力し、送信する

URL：<https://logoform.jp/form/X72Q/1682834>

QRコード：



7 その他

- (1) 電話や来庁による口頭での意見は、受付しない。
- (2) 素案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱わない。
- (3) 個々の意見に対しては、直接、個別の回答はしない。
- (4) 提出された意見は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する菊陽町の考え方とともに8月下旬にホームページにて公表する。
- (5) 意見公募結果の公表の際には、意見の内容以外（住所、氏名（法人名）など）は公表しない。

8 提出先・問合せ先

〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町都市整備部都市計画課都市計画係

TEL 096-232-4927

FAX 096-232-3614